

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、佐和田都市計画及び真野都市計画下水道の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成25年11月12日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成25年11月21日（木） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
アミューズメント佐渡 2階研修室
佐渡市中原234番地1